

# 消費税込インボイス制度

## 個別相談会

相談  
無料

2023年(令和5年)10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。この制度について税理士による個別相談会を実施いたします。ぜひこの機会にご相談ください。

**開催日時** 1月11日(水) 13:00~16:00  
1月24日(火) 9:00~12:00

**場所** 白山商工会議所 1階相談室

**相談員** 税理士 松浦 幸夫 氏

お気軽に  
ご相談ください!



2023年(令和5年)10月1日から、インボイスを発行するには、原則として、2023年(令和5年)3月31日までに登録申請を行う必要があります。

当日はインボイス申請書「適格請求書発行事業者の登録申請書」を書くことも可能です。

お電話での予約制(先着順)となります。

※相談時間は30分程度でお願いします。

◆申込・お問合せ先 白山商工会議所 中小企業相談所まで

☎076-276-3811

当商工会議所では、上記の日程で税理士による無料相談を新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限に努めた上で、開催いたします。